

4. 子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書（案）

国民健康保険制度スタート当初、政府は、「無職者が加入」し、「保険料に事業主負担がない」国保を、保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」が必要としていました。

ところが、1984年の国保法改悪による定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を次々と後退させてきた結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、20.3%（2015年度）にまで下げられています。

国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化・高齢化・高症化が進むなかで、国民健康保険料（税）の高騰が続き、支払能力の限界を超えていました。

国保の構造的な危機を開拓するためには、全国知事会・市長会・町村会なども要望し続いている国保の定率国庫負担の増額、また、2014年に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。

国保料（税）が協会けんばなどと比べて、著しく高くなる要因には、国保にしかない「均等割」「平等割（世帯割）」という保険料（税）の算定方法があります。とりわけ「均等割」は、"人間の頭数"に応じて課税される人頭税といってよく、子どもが多ければ多いほど、保険料が高くなる子育て支援にも逆行する算定方法です。

現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置が、部分的に廃止されるなど、国においては地方自治体の要望を受け止めていたところですが、引き続き、「医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や固定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じる」（全国知事会「平成31年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（社会保障関係）、平成30年7月27日）など、地方自治体の切実な要望を受け止めていたとき、子育て支援の観点から国保料（税）の算定にかかる子どもの均等割保険料の軽減措置を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

担当部門 | 自治体部